

2022年12月27日

石川県知事

馳 浩 様

さよなら！志賀原発ネットワーク
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
石川県平和運動センター
原水爆禁止石川県民会議
社民党石川県連合

原子力防災計画・安全協定に関する質問書

さる11月23日、志賀原発の重大事故を想定した石川県原子力防災訓練が実施されました。東京電力福島第一原発事故後では11回目の訓練となります。私たちは毎回、監視行動に取り組み、問題点を指摘した抗議声明を公表してきました。今回も志賀原発の再稼働を前提とし、かつ事故の影響を過小評価し、最悪の事態、不都合な事態を想定しないシナリオでの訓練が繰り返されたことは残念と言わざるをえません。

一方、1年前に私たちが県に提出した質問書の中で取り上げた富山県方向への避難が実施され、UPZでのヨウ素剤の配布方法についても、初めてドライブスルー方式の訓練が盛り込まれました。また民間事業者との応援協定についても、今年3月に県バス協会との間で協定・覚書が交わされています。様々な工夫を重ねられておられることは理解しますが、これによって計画の実効性が高まったとは決して言えず、むしろ新たな課題が次々と浮上しているのではないのでしょうか。

今回の訓練に際して、私たちは監視行動に加え、避難行動に関する住民アンケート調査も行いました。さらに私たちは訓練当日の取り組みだけでなく、この1年間、志賀原発の周辺自治体に原子力防災や安全協定に関する質問書を提出し、意見交換も重ねてきました。

こうした取り組みの中で見えてきた様々な疑問点や課題について、改めて以下質問をさせていただき、原子力災害に対していかに向き合うか、さらに議論を深めていきたいと思っております。

記

I 安全協定について

1. 今回の防災訓練では、七尾市民と氷見市民が共に氷見運動公園で避難退域時検査を受け、それぞれの避難所に向かうという、初めての石川・富山連携の避難訓練が実施された。馳知事はさらに連携を強化していく方針を示している。この連携強化は、石川県民のみならず富山県民も含めた、両県民の安全確保につながるものでなければならない。富山県に原子力防災への協力だけを求め、石川県と同等の安全協定は認めないということでは筋が通らない。石川県は北陸電力に対して、石川県と同等の協定を富山県とも締結するよう積極的に働きかけるべきではないか。
2. 氷見市や七尾市、羽咋市も志賀町と同等の権利を引き続き求める方針を明言している。安全協定

の目的は「周辺における地域住民の安全を確保し、生活環境の保全を図ること」である。原子力災害対策指針によって安全を確保すべき周辺地域が拡大したのだから、安全協定の締結自治体も当然ながら拡大されなければならない。今回、私たちが実施した住民アンケート調査でも、七尾市田鶴浜地区では4割近い住民が重大事故によって「二度と帰れなくなる」と危機感を抱いているという結果が出ており、住民意識からも立地町だけを特別扱いすることはできない。石川県は北陸電力に対して、原子力災害対策重点区域となるすべての自治体との間で、志賀町と同等の協定を締結するよう働きかけるべきではないか。

II 原子力防災計画・避難計画について

1. 志賀地域原子力防災協議会について

- (1) 「緊急時対応の取りまとめ」に向けて、当面重視すべき課題として「避難退域時検査体制」など4項目、今後取り組むべきその他の課題として「基本経路及び代替経路の設定」など8項目が掲げられている。「緊急時対応の取りまとめ」にあたって取り組む課題は、これら12項目で全てか。今後さらに追加もあるのか。
- (2) 周辺市町に対する質問書の回答や意見交換の中で、協議会で示されている課題について更なる対応が必要との認識が聞かれることはほとんどない。たくさんの課題が残されていることが市町と共有されていないのではないか。
- (3) 周辺市町も協議会にオブザーバー参加させるべきではないか。

2. 原子力防災計画・避難計画の周知と理解について

- (1) 私たちが訓練当日に実施した住民アンケートでは、県が作成した「原子力防災のしおり」を「読んで理解した」という人はわずか17%で、「見たことがない」「見たことはあるが読んでいない」という人は67%にのぼる。段階的避難を知っている人は48%、避難先施設を知っているという人も50%にとどまる。志賀原発は停止中とはいえ、使用済み核燃料などが保管されており、原子力災害には常に対応できるようにしておかなければならない。長期避難への備えや屋内退避時の被ばくリスク、複合災害時の対応などについて、より詳しく説明した改訂版を作成し、周辺住民に周知すべきではないか。

3. 原子力防災計画・避難計画の目的について

- (1) 石川県原子力防災計画はその目的を「住民等の生命、身体及び財産を保護すること」としている。一方、避難計画はその目的として「住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する」とし、ある程度の被ばくはやむなしとしている。明らかに矛盾しているが、県の認識を聞く。
- (2) 原子力規制庁は、「原子力災害対策指針の目的は、放射線の重篤な確定的影響の回避又は最小化、及び確率的影響のリスクの低減であり、原子力災害時の被ばくをゼロにすることを意図しているものではない」と国会答弁で明らかにしている。周辺自治体の中には「計画に沿った対応をすれば住民を被ばくさせない」との誤った認識があるように思われる。そのような認識は

正していくべきではないか。

- (3) 避難計画にある「できるだけ低減」という表現は非常に曖昧である。屋外から屋内へ退避するだけでも低減効果はあるが、上限とする被ばく線量はまったく不明である。上限値を計画に明示し、その上限値を超えないための具体的な防護措置を規定すること、さらにその防護措置が実効性を持つことを防災訓練やシミュレーションなどで確認し、県民への周知と理解を得ていくことが最低限不可欠だと思うがどうか。

4. 避難退域時検査体制について

(1) 氷見運動公園の課題について

ア. 能越自動車道から運動公園に向かう道路は、初めての人にはわかりにくく、運動公園内に入る道路も狭く周辺は大渋滞が予想される。当日は氷見市内からは大型バス1台、自家用車80台が参加したが、立ちどころに車の列が伸びていった。今回の訓練を踏まえた課題について聞く。

イ. 富山県は、氷見市内で運動公園を経由し避難する車両を3600台と想定しており、これだけの車両を検査するだけで会場の対応能力は限界を超えると思われる。石川県側から向かう検査予想台数・人数を聞く。

- (2) 内閣府作成のマニュアルでは、検査実施場所のバックグラウンドの値が上昇する場合に備え、同じ避難方向で代替の候補地を用意するなど、対応を検討しておくよう求めている。奥能登方向、金沢方向、氷見方向、それぞれ代替地の確保は可能か。

- (3) 汚染し、簡易除染しても基準値を下回らない車両が出ることを想定していない。代替の移動手段、特に大型バスを確保することは可能か。

- (4) 検査や簡易除染を行う要員の服装等を見ると、昨年同様、汚染された住民が来ることをまったく想定していない。簡易除染をしても基準値を下回らなかった住民を確認し病院へ搬送する段階になって防護服やキャップ、シューズカバー等で全身を防護した要員が突如現れるが、受付や検査、簡易除染などを担当する要員の安全確保に対する考えを聞く。

- (5) 内閣府作成のマニュアルでは、「避難退域時検査場所を経由せず移動する住民等には、当該検査場所へ誘導することが必要」とされている。金沢市や白山市の避難所へ直接向かった住民を高松 S.A. や氷見運動公園に誘導することは現実的とは思えないが、どのような対応を考えているのか。

5. バスによる避難について

- (1) 「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」および「運用細則」が今年3月、県バス協会との間で交わされたが、協定締結で確実にバスが確保できるわけではない。緊急時の配車要請にどこまで対応が可能か、車両や運転手に余力はあるのか、業界の実態は把握でき

ているのか。

- (2) P A Zに配車するバスは何台を想定し、県バス協会には何台の協力を要請するのか。警戒事態で県は協会に対して輸送の準備を要請することになるが、避難行動要支援者は、施設敷地緊急事態（福島原発事故では警戒事態から56分後）で避難を開始する。必要とされる8台のバスの配車は間に合うのか。全面緊急事態（同1時間59分後）で住民は即時避難となるが、要請したバスは遅滞なく各集合場所に配車されるのか。
- (3) U P Zの必要台数は最大何台を想定しており、県バス協会への協力要請は最大何台を見込んでいるか。県バス協会だけで対応は可能か。福井県や富山県への要請も想定しているのか。
- (4) 運用細則によれば、運転手の被ばく線量の予測値が1 mSv を下回る場合に限り輸送業務を要請するものとされている。500 μ Sv/h を超える0IL1の区域への配車は可能か。予測値が1 mSv を超える場合、バスによる避難を予定していた住民への対応を聞く。

6. P A Zの住民の放射性物質放出前の避難について

- (1) 地震など外的な要因による事故ではなく原発の単独事故の場合、E A Lは北電からの通報とモニタリングポストの数値が判断基準となる。臨界事故の前例もあり、事故隠しの懸念が消えない。北電がサイト内の事態を正確に把握できていない場合もありうる。通報がない、あるいは遅れる場合、全面緊急事態の判断は敷地地周辺のモニタリングポストの値に依存することとなるが、その基準は「モニタリングポストの1つにおいて、5 μ Sv/h 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続」などである。風向き次第では、即時避難となる全面緊急事態の時点で赤住や福浦にブルームが到着している可能性も十分ありうるのではないか。
- (2) 遅滞なく通報があったとしても、避難バスが直ちに手配できるとは限らない。避難バスの到着を待つ間に放射性物質の放出が始まる事態もありうるのではないか。
- (3) 放射性物質放出前に避難を開始することができるとする計画は、その前提が非常に危うい。放出後の避難となることを前提とした計画に変更すべきではないか。

7. 屋内退避について

- (1) 被ばくのリスクについて
 - ア. 吸入による内部被ばくの低減効果は、建物の構造や建築年によって異なると考えられるが、国が示す75%の低減効果を実現するための条件を聞く。
 - イ. 木造家屋について、屋外からの γ 線等による外部被ばくの遮蔽効果について聞く。
- (2) U P Zでの屋内退避は最長何日間を想定しているのか。その間の食糧等の支援は可能か。

8. 長期避難について

- (1) 私たちが実施した住民アンケートでは、重大事故が起こった場合、「二度と帰れない」と考える人が29%、数年単位の避難を想定する人が20%にのぼった。一方で「考えたこともない」という人も含め、わからないという人が35%、「長期避難が必要となる重大事故は起こらない」と考える人も7%いる。長期避難もありうるということを周知し、日頃からの備えを求める必要があるのではないかな。
- (2) 避難先施設での避難生活はどの程度の期間を想定しているのか。
- (3) 昨年の回答では、長期避難を支える対策として、「応急仮設住宅の供与や被災者の健康管理、雇用・就労支援について、福島県の対応を参考にする」とのことだった。子どもたちの保育や教育、生活支援、他の地域への移住も含め、行政にはより具体的な支援策を示す責任があるのではないかな。

9. 児童・生徒の避難について

- (1) 県教委作成の学校安全指針によれば、避難指示が出た場合に、保護者への引き渡し準備を開始するとされている。各市町では避難指示が出る前の警戒事態や施設敷地緊急事態の段階で引き渡しを開始するとしている。学校安全指針の見直しが必要ではないかな。
- (2) 高校は小中学校と異なり通学範囲が広く、寮生もいる。自宅と学校所在地が30kmの内と外、あるいは避難指示の有無、避難先自治体が別々など様々なケースも想定され、対応が複雑となる。事態の展開が急な場合は大きな混乱が懸念される。原子力災害対策重点区域内の各高校では、原子力災害に対応した避難計画は作成され、保護者にも伝えられているか。
- (3) 乳幼児・児童・生徒の甲状腺被ばく線量モニタリングは重要だが、その実施体制を聞く。奥能登地域に避難し、簡易測定の結果から詳細調査が必要となった場合、奥能登で対応は可能か。

10. 訓練の想定について

- (1) 福島原発事故後、毎回ほぼ同じ事故想定の下、訓練が繰り返されている。今回の防災訓練を視察した馳知事は、夜間の訓練や違った季節での訓練、さらには武力攻撃を想定した訓練も含め、様々な想定での訓練を実施する必要性を述べている。夜間や冬季の訓練などはかねてから私たちも求めてきたことである。具体化に向けた方針を聞く。
- (2) 今回も複合災害が想定されているが、地震により道路が一か所寸断し、応急復旧で通過が可能となるという想定のみである。各市町では地震・津波だけではなく洪水や土砂災害など、近年、常態化した様々な巨大自然災害を想定したハザードマップを作成しており、避難行動に重大な影響を及ぼす雪害対策も策定されている。こうした災害と原子力災害との複合災害を想定し、避難行動に与える影響について訓練で検証していくべきではないかな。

11. 避難者受入市町の対応について

- (1) 避難計画によれば、避難住民の受入市町は珠洲市、輪島市、能登町、津幡町、金沢市、白山市

とされている。さらにこれらの市町が受け入れ困難な場合の県内のバックアップ市町として内灘町、野々市市、川北町、能美市、小松市、加賀市が指定されている。各市町の避難者受け入れのマニュアル作成状況を聞く。

- (2) 自家用車による避難が多数あると思われるが、受入施設の中には、駐車スペースを十分確保できない施設もあると思われ、特に積雪時は受入台数が大幅に減少すると思われる。対応は可能か。
- (3) 多くの学校（大学、短大、高校、小中学校）が受入施設とされているが、原子力災害の被災者の受け入れを想定した施設利用計画は作成されているか。